

西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）

第2回質問に対する回答書

令和2年4月

横浜市水道局

本質問回答書は、令和2年3月19日（木）から4月3日（金）までに受け付けた、西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）に係る要求水準書（案）等に関する質問への回答を記載したものです。

回答は現時点での考え方を示したものであり、今後の検討により変更する可能性があります。詳細は、入札説明書等に記載します。

なお、質問受付期間及び質問受付数は、以下のとおりです。

質問受付期間：令和2年3月19日（木）午前9時から
令和2年4月3日（金）午後5時まで

質問受付数：合計 200 件

①要求水準書（案） 187 件

| | |
|----------------------|------|
| 用語の定義 | 2 件 |
| 第1 総則 | |
| 1 本書の位置付け | 0 件 |
| 2 事業内容に関する事項 | 9 件 |
| 3 事業の考え方 | 3 件 |
| 第2 基本要件 | |
| 1 施設の立地条件 | 1 件 |
| 2 本施設の概要 | 1 件 |
| 3 本事業に係る前提条件 | 37 件 |
| 4 本事業の主要な要求水準 | 24 件 |
| 第3 設計及び工事業務に関する要求水準 | |
| 1 基本方針 | 1 件 |
| 2 事前調査業務 | 9 件 |
| 3 設計業務 | 38 件 |
| 4 工事業務 | 9 件 |
| 第4 運転・維持管理業務に関する要求水準 | |
| 1 基本方針 | 5 件 |
| 2 業務の進め方 | 3 件 |
| 3 運転管理業務 | 2 件 |
| 4 保守点検業務 | 2 件 |
| 5 修繕業務（突発的な修繕を含む） | 2 件 |
| 6 水質管理業務 | 0 件 |
| 7 ユーティリティ等の調達・管理業務 | 9 件 |
| 8 保安業務 | 0 件 |

| | | |
|----|------------------------------------|-------|
| | 9 施設見学対応協力業務 | 1 件 |
| | 10 災害及び事故対策業務 | 1 件 |
| | 11 事業終了時の引継ぎ業務 | 4 件 |
| 別紙 | | |
| | 別紙1 西谷浄水場平面図 | 1 件 |
| | 別紙2 事業者管理範囲 | 0 件 |
| | 別紙3 新設対象施設配置 (案) | 0 件 |
| | 別紙4 撤去対象施設 | 0 件 |
| | 別紙5 更新・耐震補強・既設流用対象施設 | 0 件 |
| | 別紙6 整備内容と既設仕様等 | 7 件 |
| | 別紙7 水収支フロー図 (現況/再整備後通常時/再整備後水質悪化時) | 4 件 |
| | 別紙8 水質・薬品注入量等実績データ【参考】 | 0 件 |
| | 別紙9 汚泥の性状・成分分析結果【参考】 | 0 件 |
| | 別紙10 撤去・移設対象施設 (水道局先行工事) | 0 件 |
| | 別紙11 個別保全計画 | 8 件 |
| | 別紙12 更新周期表 | 1 件 |
| | 別紙13 公共用水域への排水基準【参考】 | 0 件 |
| | 別紙14 地質調査結果【参考】 | 0 件 |
| | 別紙15 排水処理施設既設埋設管図【参考】 | 0 件 |
| | 別紙16 地歴調査報告書【参考】 | 0 件 |
| | 別紙17 主要配管管路図 (既設)【参考】 | 0 件 |
| | 別紙18 主要配管管路図 (再整備後) | 3 件 |
| | 別紙19 既設監視制御設備システム構成図・機能一覧【参考】 | 0 件 |
| | 別紙20 既設計装フロー図【参考】 | 0 件 |
| | 別紙21 既設単線結線図【参考】 | 0 件 |
| | 別紙22 電気機械設備保守点検基準 (抜粋版)【参考】 | 0 件 |
| | 別紙23 制御・監視項目表 | 0 件 |
| 合計 | | 187 件 |

②実施方針 (案) _____ : 3 件

③第1回質問回答に関する内容 _____ : 10 件

第2回質問に対する回答（令和2年4月27日公表）

| No. | 書類名 | 質問項目 (タイトル) | 頁 | 対応箇所 | | | | 質問 | 回答 |
|-----|--------------|-----------------|---|------|---|-----|---|---|---|
| 1 | 要求水準書 (案) | 用語の定義 | | | | | | 「更新」した設備の耐用年数は、更新した年から計算するとの理解でよろしいでしょうか。 | 更新年度の翌年を1年目とし、目標耐用年数満了の翌年までに更新が完了するようにしてください。 【例】工業計器（目標耐用年数：20年） 令和5年度に新設・更新完了 → 令和26年度までに更新完了 |
| 2 | 要求水準書 (案) | 用語の定義 | | | | | | 「既設流用施設」の定義において、「軽微な補修を行うこと」との表記がありますが、この軽微な補修とは具体的にどのような内容が軽微な補修に相当するの か、ご教示願います。 | 既設建屋や躯体の劣化状況に合わせ、行う補修です。 建屋については屋上防水や壁面補修、躯体についてはクラック補修などです。 |
| 3 | 要求水準書 (案) | 対象施設と 主な整備内容 | 2 | 第1 | 2 | (5) | | ⑥排水池（既設）の既設躯体流用以外の既設躯体流用について今回劣化補修が追加されています。第1回質問に対する回答の中のNo85では「既設構造物（更新工事のない流用物）」については水道局のリスクとの回答がありましたが変更になったのでしょうか？ | 既設流用施設は、「軽微な補修を行うことで、そのまま事業期間を通じて使用する施設」としており、P2に示す表中の「劣化補修」は、「軽微な補修」に含む内容です。事業者により、適切に劣化補修が行われている場合に、既設流用物のリスクは水道局にあります。 |
| 4 | 要求水準書 (案) | 対象施設 | 2 | 第1 | 2 | (5) | | 新設脱水機を設置する新設脱水機棟を建設し、かつ、既設脱水機棟内の設備を撤去して屋内スペースをケーキ保管スペースに流用することは可能と考えてよろしいでしょうか。 | 設備撤去後の既設脱水機棟について、脱水ケーキ保管を目的とした使用を認めます。 ただし、次の事項を条件とします。 ・既設脱水機棟以外のスペースで排水処理を継続可能とすること ・次期の脱水機の更新が、事業者管理範囲内の既設脱水機棟以外の場所で可能であること。 ・既設脱水機棟を使用した場合、建物の修繕は事業者負担とすること ・既設脱水機棟の増改築は認めない |
| 5 | 要求水準書 (案) | 対象施設 | 2 | 第1 | 2 | (5) | | 「整備内容と既設仕様等は別紙6に示す」とありますが、整備内容のうち②既設脱水機棟において建築機械・電気設備が明記されていません。建築機械・電気設備については「建屋」の区分に含まれるものであり、「撤去」ではなく「流用」扱いとの理解でよろしいでしょうか。 | 既設流用施設において、建築付帯の電気設備・機械設備は、要求水準書別紙11個別保全計画に基づき、更新してください。 |
| 6 | 要求水準書 (案) | 対象施設 | 2 | 第1 | 2 | (5) | | 「対象施設と主な整備内容」として表が掲載されていますが、既設の排水池、排泥池、濃縮槽、計器室、返送池流入弁室、返送池ポンプ室、返送池、No.2放流口、旧管理棟などの躯体図、建築図、機械設備図・配管図など、今回の工事範囲で未だ公開されていない既設データについて、ご提供ください。 | 提供可能な資料を、電子データとして貸与します。 なお、貸与の詳細については、令和2年4月27日に、横浜市ホームページにて公表済みです。 |
| 7 | 要求水準書 (案) | 劣化補修 | 2 | 第1 | 2 | (5) | | 表中の劣化補修について、①判断基準と、②その判断をする主体は誰となるか、をご教示願います。 | ①については、水道局が行った劣化診断に基づくもの及び実用上支障がある状態を対象とします。 ②については、事業者の判断で行います。 |
| 8 | 要求水準書 (案) | 既設躯体流用 | 2 | 第1 | 2 | (5) | | 今回耐震補強を実施せず劣化補修のみで既設躯体流用する施設（排泥池、濃縮槽など）について、設備や覆蓋の更新における荷重的な制約をご教示願います。 | No.6の回答を参照してください。 |
| 9 | 要求水準書 (案) | 事業期間 | 3 | 第1 | 2 | (7) | | 「導水路中で粉末活性炭の注入」とありますが、導水路中で粉末活性炭の注入とは、別紙8で公開されている鶴ヶ峰・麻溝での活性炭注入量相当と考えてよろしいでしょうか。 | 鶴ヶ峰・麻溝における注入率相当と想定しています。 |
| 10 | 要求水準書 (案) | 関係法令 | 4 | 第1 | 2 | (9) | ア | 「必要とされる関係法令等を遵守し、最新のものを適用する」とあります。一方、実施方針のリスク分担表5で「法制度・許認可の新設・変更によるもの（本事業に直接かわるもの）」は貴局のリスク分担となっております。以上を踏まえると、入札日以降に、「ア法令等」に記載された法令の改正が施行された場合、それに起因して発生した追加費用は貴局負担と考えてよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 11 | 要求水準書 (案) | 要綱、指針等 | 5 | 第1 | 2 | (9) | ウ | 「最新版を適用する」とありますが、これは応札者が知りえる範囲、つまり入札日時点の最新版で、それ以降に改定版が出ても適用されないと考えてよいでしょうか。また、協議により入札日以降に改定された最新版を適用する場合、それに起因して発生した追加費用は、貴局負担と考えてよろしいでしょうか。 | 前段については、入札日以降も常に最新版の関係法令等を適用します。 後段については、そのとおりです。 |

| No. | 書類名 | 質問項目 (タイトル) | 頁 | 対応箇所 | | | | 質問 | 回答 |
|-----|--------------|------------------------------------|------|------|---|-----|--|--|--|
| | | | | 第1 | 3 | (2) | | | |
| 12 | 要求水準書 (案) | 事業の実施 状況の モニタリング | 7 | 第1 | 3 | (2) | | 「モニタリングの方法、内容等については、別途、モニタリング基本計画（案）に定める」とありますが、モニタリング基本計画（案）の公表時期はいつでしょうか。 | 令和2年5月上旬までに、横浜市ホームページにて公表予定です。 |
| 13 | 要求水準書 (案) | 事業の実施 状況の モニタリング | 7 | 第1 | 3 | (2) | | 「モニタリングの方法、内容については、別途、モニタリング基本計画（案）に定める。」とありますが、モニタリング基本計画（案）の公表時期についてご教示願います。 | No.12の回答を参照してください。 |
| 14 | 要求水準書 (案) | モニタリング | 7 | 第1 | 3 | (2) | | モニタリング基本計画（案）は、貴局より別途ご提示いただけるものと理解してよろしいでしょうか。またご提示いただける時期はいつごろでしょうか。 | No.12の回答を参照してください。 |
| 15 | 要求水準書 (案) | 騒音規制 | 8 | 第2 | 1 | | | 非常用自家発電設備は騒音規制の対象外との理解でよろしいでしょうか。 | 導入予定の設備の仕様を踏まえ、騒音規制法の規制対象となるかを確認してください。 |
| 16 | 要求水準書 (案) | 既設脱水機棟の 耐震性 | 8 | 第2 | 2 | | | 既設脱水機棟は、現行基準に対する耐震診断を実施済みでしょうか。 | 既設脱水機棟は、昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築しています。 |
| 17 | 要求水準書 (案) | 本事業に係る 前提条件 | 9 | 第2 | 3 | (1) | | 「表 関連工事」に、本事業の設計・工事期間は20年間と記載されていますが、令和3年3月から令和11年3月の8年間ではないでしょうか。 | そのとおりです。要求水準書を修正します。 |
| 18 | 要求水準書 (案) | 本事業に係る 前提条件 | 9 | 第2 | 3 | (1) | | 「表 関連工事」のうち、本事業の設計・工事が20年間とありますが、令和3年3月～令和11年3月までの8年間と読み替えて宜しいでしょうか。 | No.17の回答を参照してください。 |
| 19 | 要求水準書 (案) | 関連工事 | 9 | 第2 | 3 | (1) | | 「表 関連工事」中の本事業の設計・工事期間は20年は正しくないと認識します。正しい期間をご教示願います。 | No.17の回答を参照してください。 |
| 20 | 要求水準書 (案) | 本事業に係る 前提条件 | 9 | 第2 | 3 | (1) | | 「これらの事業は・・・スケジュールは早まる可能性がある。」とありますが、排水処理能力を備える時期が令和9年3月以前に変更になる可能性があるということでしょうか？ | 浄水処理施設394,000m ³ /日（原水ベース）及び工業用水道鶴ヶ峰沈でん池（処理能力86,400m ³ /日）から排出される排水並びに排泥に対応する処理能力について、令和9年3月より前に備えるように要求水準を変更することはありません。 |
| 21 | 要求水準書 (案) | 範囲確認 | 9 | 第2 | 3 | (1) | | 西谷浄水場再整備事業（浄水処理）に係る整備、洗浄、試運転による排水設備の受入れによる管理負担、仮設等の費用の一切は、当事業の範囲外である、という理解でよろしいでしょうか。 例えば、土木躯体のアク抜きによる高pH排水の受入れが発生した場合の返送水の管理、仮設ポンプ等については、本事業の範囲外である、という理解でよろしいでしょうか。 | 西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）で発生した排水は、事業範囲となります。 また、西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）では、排水を水質汚濁防止法に適合する状態として排出することを求めることから、本事業での追加作業は発生しないものと考えます。 なお、受け入れる排水量については、西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）の事業者決定後に協議して決定するものとしします。 |
| 22 | 要求水準書 (案) | 耐用年数及び 整備工事期間 制約について | 9,14 | 第2 | 3 | (2) | | 令和9年3月までに排水処理整備とあり、p.10の下表では令和10年度末となっています。これに対して、p.14及び個別保全計画【別紙12 更新周期表】に示されている目標耐用年数では、耐用年数20年以下となっている機器（例：ポリマー関連機器や工業計器など）がございます。以上のことから、機器の使用開始を令和9年4月と想定し、耐用年数20年以下と設定すると、令和29年度末までに更新時期が到来する機器があると解釈いたします。この場合においても、更新工事は事業者で行う必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 | 設計・工事期間終了後の運転・維持管理期間に発生する機器の更新は水道局が行うため、事業者で行う必要はありません。 |
| 23 | 要求水準書 (案) | 粉末活性炭 注入量 | 10 | 第2 | 3 | (2) | | 表 本事業関連工事のスケジュールと処理能力等について、粉末活性炭が、R23年度より粒状活性炭に切替わります。R23年度以降の粉末活性炭注入は原則行わない、という理解でよろしいでしょうか。また、注入の予定がある場合は、どの程度の注入率を想定されているかご教示願います。 | 粉末活性炭の注入は原則行いません。 ただし、粒状活性炭処理施設の不具合や想定を超える原水の水質悪化に伴い、粉末活性炭を注入することがあります。 |
| 24 | 要求水準書 (案) | 本施設で受け 入れる浄水処理 施設等からの 排水等 | 11 | 第2 | 3 | (3) | | 「浄水処理施設（沈でん池）及び工業用水道鶴ヶ峰沈でん池の清掃により発生する汚泥の受け入れについては、水道局と協議の上、量や頻度等を適切に設定すること」とありますが、既設運用時における沈殿池清掃時の排泥量、濃度、清掃期間について実績をご教示ください。 | 工業用水道鶴ヶ峰沈でん池の令和元年度の実績については、1池あたり運搬汚泥量192m ³ 、清掃期間7営業日です。（1年で1池ずつ清掃） その他の実績については、記録が残されていないため、お示しできません。 |
| 25 | 要求水準書 (案) | 本事業に係る 前提条件 | 11 | 第2 | 3 | (3) | | 「工業用水道鶴ヶ峰沈でん池の清掃により発生する汚泥の受け入れについては水道局と協議の上、量や頻度等を適切に設定すること」について、複数拠点の集約処理の運搬等に関する法的な問題やリスクは水道局分担と考えて良いでしょうか。 | そのとおりです。 |

| No. | 書類名 | 質問項目 (タイトル) | 頁 | 対応箇所 | | | | 質問 | 回答 |
|-----|--------------|------------------------------------|-----------|------|---|-----|-------|---|--|
| | | | | 第2 | 3 | (3) | | | |
| 26 | 要求水準書 (案) | 本事業に係る 前提条件 | 11 | 第2 | 3 | (3) | | 「工業用水道鶴ヶ峰沈でん池の清掃により発生する汚泥の受け入れについては水道局と協議の上、量や頻度を適切に設定すること」について、設備能力の範囲内で、処理できる量や頻度を調整してもらえるとこの理解で良いでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 27 | 要求水準書 (案) | 試運転排水等 | 11 | 第2 | 3 | (3) | ア (エ) | 排水池で受け入れる排水のうち、(エ) 新設施設の試運転排水等の量や頻度をご教示願います。 | D B方式で発注する予定の西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）が未契約のため、未定です。事業者決定後の協議事項とします。 |
| 28 | 要求水準書 (案) | 本施設で受け 入れる浄水処理 施設等からの 排水等 | 11 | 第2 | 3 | (3) | ア (エ) | ア排水池で受け入れる排水(エ)その他臨時で排出するもの（新設施設の試運転排水等）とありますが、pHなど排水の水質は、排水処理設備に影響がない状態で排出されるとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 21の回答を参照してください。 |
| 29 | 要求水準書 (案) | 浄水処理施設 からの排水の 引き渡し (最大値) | 11 | 第2 | 3 | (4) | | 排水量や発生固形物量について最大値を明示されていますが、引き渡し条件の確認はどの様に行うのか、ご教示ください。例えば、数値算出のために、浄水処理施設側に沈殿池排泥やろ過池洗浄排水などの流量計や濃度計といった計器を設ける予定はございますでしょうか。 | 浄水処理施設側に計器の設置は行いません。 排水量については、第2放流口流量と返送流量（返送ポンプの吐出量）の合算値として確認します。 また、発生固形物量は脱水ケーキの発生量により確認します。 |
| 30 | 要求水準書 (案) | 浄水処理施設 からの排水の 引き渡し (最大値) | 11 | 第2 | 3 | (4) | | 「浄水処理施設からの排水は次のア～エを超過しないことを条件に引き渡す。本施設は、その排水を全て継続して受け入れることとする」とありますが、最大値の想定される受入継続日数をご教示願います。 | 要求水準書 P12 第2 3 (4) ア～エの条件が継続しても対応できるように事業を実施してください。 |
| 31 | 要求水準書 (案) | 浄水処理施設 からの排水の 引き渡し (最大値) | 11 | 第2 | 3 | (4) | | 「排水に関わる現況及び想定については、～別紙8水質・薬品注入等実績データ【参考】に示す」とありますが、トレンドグラフでは具体的な数値整理ができないため、設備検討にあたり具体的な月報データをご提供ください。また、ポリマー、次亜、硫酸などの薬品注入については、注入量だけでなく濃度についてもご提示願います。 | No. 6の回答を参照してください。 |
| 32 | 要求水準書 (案) | 浄水処理施設 からの排水の 引き渡し (最大値) | 11 | 第2 | 3 | (4) | | 現況施設の汚泥濃度（排泥池入口、濃縮槽入口、脱水機入口）の月報データをご提供下さい。 | No. 6の回答を参照してください。 なお、排泥池入口には計器が設置されていないため、データを提示できません。 |
| 33 | 要求水準書 (案) | 本事業に係る 前提条件 | 11 | 第2 | 3 | (4) | イ | 水質悪化時の排水水量（水質悪化時の水収支バランス）（最大値）のうち、排泥池への流入量の記載がありますが、別紙7水収支フロー図にて、再整備後における通常時と水質悪化時の排泥渠排出量が同一の値となっています。1日あたりの排泥池の流入量は水質悪化時にも変化がないとの理解で宜しいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 34 | 要求水準書 (案) | 浄水処理施設 からの排水の 引き渡し (最大値) | 11、 12 | 第2 | 3 | (4) | | 排水引き渡し最大値を超過した場合の汚泥や排水処理は水道局で行うと考えて良いでしょうか。 | 事業者が実施します。 なお、引き渡し条件を超過した場合に生じる費用は水道局の負担となります。 |
| 35 | 要求水準書 (案) | 浄水処理施設 からの排水 引き渡し | 12 | 第2 | 3 | (4) | | 別紙7水収支フロー図にて1日あたりの沈殿池排泥量を明示していますが、1回の沈殿池排泥で想定される排泥流量をご教示ください。 | 沈でん池には排泥量を計測する流量計が設置されていないため、1回の沈でん池排泥流量はお示しできません。 なお、要求水準書別紙7に示す水収支フロー図の排泥量は、沈でん池流入と流出を一定時間閉止し、通常の排泥運転で低下した水位から推測したものです。 |
| 36 | 要求水準書 (案) | 浄水処理施設 からの排水 引き渡し | 12 | 第2 | 3 | (4) | | 別紙7水収支フロー図にて、排水池排泥の量、流量が明示されていません。排水池排泥の量、流量、濃度について、既設実績値および排泥運用方法をご教示ください。 | 既設実績値について、排水池から排泥池を結ぶ送泥管に、流量計及び濃度計が設置されていないため、データを提示できません。 排泥運用方法については、洗浄排水を受け入れてから、20分間程度、静置・沈降させ、一定水位まで上澄水を排水させた後、30分程度、汚泥引抜きを行っています。 |
| 37 | 要求水準書 (案) | 浄水処理施設 からの排水 引き渡し | 12 | 第2 | 3 | (4) | ア | 水質悪化時の洗浄条件（最大値）が示されておりますが、その他の水質時でも引き渡し条件を提示いただけますでしょうか。 | 「水質悪化時の洗浄条件（水量及び時間間隔）（最大値）」及びこれに基づき算出した「水質悪化時の排水量（水質悪化時の水収支バランス）（最大値）」が、本施設において浄水処理施設（原水ベース394,000m ³ /日）に対応する能力を備えた以降の引き渡し条件になります。そのため、この条件以下で引き渡すこととなります。 |

| No. | 書類名 | 質問項目 (タイトル) | 頁 | 対応箇所 | | | | 質問 | 回答 |
|-----|--------------|-----------------------------|----|------|---|-----|---|---|--|
| | | | | 第2 | 3 | (4) | イ | | |
| 38 | 要求水準書 (案) | 浄水処理施設 からの排水 引き渡し | 12 | 第2 | 3 | (4) | イ | 水質悪化時の排出水量（最大値）が示されておりますが、その他の水質時でも引き渡し条件を提示いただけますでしょうか。 | No. 37の回答を参照してください。 |
| 39 | 要求水準書 (案) | 発生固形物量（最 大値） | 12 | 第2 | 3 | (4) | | 本書にかかわる前提条件として、「発生固形物量（最大値）」が「想定値35.5t/日」が提示されております。 また、排泥池への浄水処理からの最大流入量は、2,070m ³ /dと指定されております。このため、発生固形物負荷＝各種設備の設計固形物負荷ではないと理解いたしますが、よろしいでしょうか。 併せて、記載はありませんが、既設躯体を流用する排水処理への固形物負荷については、各指針の負荷を超えない範囲で引き渡し頂けるものと理解いたしますが、よろしいでしょうか。 例えば、濃縮槽の水面積負荷、固形物負荷が該当いたします。 | 前段については、本書に示す「発生固形物量（最大値）」は、平成26年から30年の最大濁度から、将来の着水量に換算して算出しています。 また、排泥池への浄水処理からの流入量は、現状の運用から推定した値に、将来と現状の着水量の比を乗じた値を基本として算出しています。 上記を基に検討をお願いします。 後段については、引き渡し基準は要求水準書に記載の最大値のみとします。 |
| 40 | 要求水準書 (案) | 本事業に係る 前提条件 | 12 | 第2 | 3 | (4) | エ | ALT比の最大値を提示して頂いていますが、第1回質問に対する回答No.1にて基本計画ではPAC注入量の変更を想定していないとの回答を頂いています。PAC注入量の平均値の提示並びに要求水準としての採用をお願い出来ないでしょうか。 | No. 6の回答を参照してください。 また、PAC注入量の平均値を要求水準には採用しません。 |
| 41 | 要求水準書 (案) | 汚泥性状・成分 | 13 | 第2 | 3 | (6) | | 別紙9にて汚泥性状・成分分析結果を明示されていますが、分析汚泥にはポリマーが含まれているのでしょうか。どの程度ポリマーを添加した結果でしょうか。 | 要求水準書別紙9で示した汚泥性状・成分分析結果は、ポリマー注入前に、排泥池スラッジ引抜ポンプで採水したデータになります。 |
| 42 | 要求水準書 (案) | 汚泥性状・成分 | 13 | 第2 | 3 | (6) | | 別紙9にて汚泥性状・成分分析結果を明示されていますが、1月の固形物真比重がその他2回と比べ非常に大きいのですが、冬場は大きくなる何らかの要因があるのでしょうか。一般的には2.0前後と想定されます。 | 季節により固形物真比重は大きく変動しません。貯泥時間や汚泥引き抜きタイミングにより値が変動したものと考えられます。 |
| 43 | 要求水準書 (案) | 汚泥性状・成分 | 13 | 第2 | 3 | (6) | | 現時点における汚泥の分析結果【参考】が別紙9示されておりますが、事業運営期間中に別紙9を逸脱する汚泥性状・成分であった場合は協議対象であるとの理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書別紙9の性状・成分は、現状の汚泥分析結果であり参考値として示しています。 |
| 44 | 要求水準書 (案) | 汚泥の性状 分析結果 | 13 | 第2 | 3 | (6) | | 本施設から発生する脱水前の汚泥の性状・成分分析結果【参考】について、脱水前とは脱水機に供給される汚泥という理解でよろしいでしょうか。また、本汚泥のサンプリング箇所をご教示願います。 | No. 41の回答を参照してください。 |
| 45 | 要求水準書 (案) | 設備の運転・ 維持管理及び 修繕の業務範囲 | 13 | 第2 | 3 | (7) | | 表の既設設備、新設設備、更新設備は、それぞれ、別紙6「整備内容と既設仕様等」の既設流用、新設、既設更新と一致すると理解してよろしいでしょうか。 | P13は、水道局が設置した設備と本事業で事業者が設置した設備について、運転・維持管理及び修繕の局と事業者の業務分担を示したものです。 一方、別紙6は、本事業で事業者が設計・工事期間に整備する内容を示したもので、異なるものです。 P13の表現がわかりにくいので、次のように修正します。 ・既設設備：本事業開始前から存続する（水道局が設置した）設備 ・新設設備：設計・工事期間に事業者が新設・更新した設備 ・更新設備：設計・工事期間を除く運転・維持管理期間に水道局が更新した設備 |
| 46 | 要求水準書 (案) | 設備の運転・ 維持管理及び 修繕の業務分担 | 13 | 第2 | 3 | (7) | | 運転・維持管理期間において、既設流用となる排水池（既設）躯体、排泥池躯体等のメーカー定期点検及び突発的な修繕は、貴局にて実施されるとの理解で宜しいでしょうか。 | P13 第2 3 (7) は、電気、機械設備に関する業務分担の表であり、排水池（既設）躯体や排泥池躯体は含まれません。 また、躯体に関する点検や修繕については、具体的に要求水準書に記載します。 |
| 47 | 要求水準書 (案) | メーカー点検 | 13 | 第2 | 3 | (7) | | 「設備の運転・維持管理及び修繕の業務分担」の表で、既設設備の「メーカー点検」は水道局、「修繕」は事業者の区分となっております。また、「メーカー点検」については、p. 34 第4 4 (2) において、「メーカーによる点検（精密な測定計器を用いた調整、校正、試験、試運転・機器の機能回復のための部品交換）」と記載がございます。 以上から、加圧脱水機のろ布交換を含む、既設設備のメーカー見積が必要な機器交換は、修繕ではなく、メーカー点検に含まれ、貴局の所掌という理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |

| No. | 書類名 | 質問項目 (タイトル) | 頁 | 対応箇所 | | | | 質問 | 回答 |
|-----|--------------|-----------------|----|------|---|------|---|---|---|
| | | | | 第2 | 3 | (7) | | | |
| 48 | 要求水準書 (案) | 目標耐用年数 | 13 | 第2 | 3 | (7) | | 設計・建設期間中に新設し、別紙12で示されており、目標耐用を運転・維持管理期間中に迎える機種についてはその年度に更新されることを前提とした保守点検・メーカー定期点検・修繕・突発的な修繕の費用をご提案するという理解でよろしいでしょうか。(それらの費用は目標耐用年までの内訳でよいとの理解をしております。) また、更新設備について、将来の事業への見通しの観点から、保守点検・修繕の費用は貴局で採用されたメーカーからの見積が不要な範囲であり、新設設備と同等の費用範囲内での対応との理解でよろしいでしょうか。 | 前段については、そのとおりです。 後段については、更新設備についてはそのとおりであり、既設設備と同等の範囲となります。 |
| 49 | 要求水準書 (案) | 脱水ケーキの 含水率 | 13 | 第2 | 3 | (8) | ア | 既設設備の脱水ケーキの含水率が記載されていますが、本事業における含水率の要求水準値はございますか。 | 要求水準値はありません。 汚泥の有効利用に適した含水率としてください。 |
| 50 | 要求水準書 (案) | 事業着手時の 条件 | 13 | 第2 | 3 | (9) | | 「既設施設である脱臭設備は、水道局が撤去工事を発注し、令和3年度までに完了予定である」とありますが、基礎も含めた撤去との理解でよろしいでしょうか。 | 脱臭設備撤去工事は地上部のみです。 要求水準書別紙10の脱臭設備と記載された水道局撤去対象施設の付近には、外灯及び仮設ケーブル、ガスガバナから既設脱水機棟までのガス管及び架台が残置となります。 |
| 51 | 要求水準書 (案) | 着手時の 条件 | 13 | 第2 | 3 | (9) | | 既設施設である脱臭設備撤去範囲は、機器・電気・建屋・地中部分の基礎等を含む範囲という理解でよろしいでしょうか。また、残置するものがございましたらご教示願います。 | No. 50の回答を参照してください。 |
| 52 | 要求水準書 (案) | 着手時の条件 | 13 | 第2 | 3 | (9) | | 既設施設である脱臭設備撤去範囲の撤去完了予定日は令和3年度末(令和4年3月31日)、もしくは令和2年度末(令和3年3月31日)のどちらかご教示願います。 | 撤去完了予定日は、令和3年度末(令和4年3月31日)です。 |
| 53 | 要求水準書 (案) | 品質管理 システム | 13 | 第2 | 3 | (10) | | 「ISO9001に係る業務に協力」は具体的にどのようなものでしょうか。 | 水道局でISO9001に係る資料を作成する時に、必要となる資料の作成及び提出です。 |
| 54 | 要求水準書 (案) | 本事業の主要な 要求水準 | 14 | 第2 | 4 | (1) | | 「平成30年3月に策定した・・・耐用年数以上・・・維持できる仕様とする」とありますが、延命化も考慮した耐用年数と考えればよろしいのでしょうか? | そのとおりです。 |
| 55 | 要求水準書 (案) | 耐用年数 | 14 | 第2 | 4 | (1) | | 「個別保全計画で定める耐用年数」とは、別紙11(7p)の表-2記載の事項については、表-2に示す「耐用年数」が要求水準であるという理解でよろしいでしょうか。 | 「個別保全計画で定める耐用年数」とは、要求水準書別紙11における、「目標耐用年数」、「想定耐用年数」、「水道局標準耐用年数」です。 |
| 56 | 要求水準書 (案) | 耐用年数 | 14 | 第2 | 4 | (1) | | 「水道局が平成30年3月に策定した個別保全計画で定める耐用年数以上を維持できる仕様とする」とありますが、建築物の要求する耐用年数は、「別紙11 個別保全計画 II 建築物及び建築設備編」16ページ記載の「目標耐用年数70年以上」との理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 57 | 要求水準書 (案) | 耐用年数 | 14 | 第2 | 4 | (1) | | 「更新時期等については、別紙12更新周期表に示す」とありますが、水質計器(濁度計・PH計・UV計)については、令和8年度末及び令和10年度末までの更新対象となっておりません。本工事では更新せず、既設流用対象設備との理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書別紙12では、濁度計、pH計、UV計の更新を対象外としていますが、公共用水域への排出は事業者の責任において行うものであることから、責任分界を明確にするために、更新対象として改めます。更新時期は令和8年度までとしますが、事業者の責任の趣旨から早期の更新を求めます。 |
| 58 | 要求水準書 (案) | 目標耐用年数につ いて | 14 | 第2 | 4 | (1) | | 個別保全計画【別紙12 更新周期表】では、スラッジ圧入ポンプの目標耐用年数30年とありますが、実際には30年の修繕だけの継続使用は困難であると考えます。その場合、更新工事が発生しますが、要求水準書上、指定期間外に工事が発生することについては問題ないでしょうか。また、その他の機器についても同様と考えてよろしいでしょうか。 | 目標耐用年数の期間中にわたって使用を継続できるよう、適切な運転・維持管理をしてください。 |
| 59 | 要求水準書 (案) | 更新時期 | 14 | 第2 | 4 | (1) | | 「主要な施設、設置年度及び更新時期等については、別紙12更新周期表に示す」とありますが、別紙12の記号「○」「済」「×」「△」「-」「対象外」の意味についてご教示願います。 | 記号の凡例は、次のとおりです。 ○ : 令和8年度末、または令和10年度末までに更新対象の機器 済 : 令和8年度までに更新済みである機器 × : 耐用年数未達のため更新対象外となる機器 △ : 事業者提案により対象となる機器 - : 撤去対象となる機器 対象外 : 撤去対象となる機器 (要求水準書を『-』に修正します) |
| 60 | 要求水準書 (案) | 更新時期 | 14 | 第2 | 4 | (1) | | 「主要な施設、設置年度及び更新時期等については、別紙12更新周期表に示す」とありますが、例えば、別紙12の排水池流入弁3台は「令和8年度までに更新」に○となっていますが、これは令和8年度までに更新することが望ましいが、令和9年度以降に更新することも許可する、という理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書別紙12に示すとおり、排水池流入弁3台は令和8年度末までに更新する設備となります。 |

| No. | 書類名 | 質問項目 (タイトル) | 頁 | 対応箇所 | | | | 質問 | 回答 |
|-----|--------------|---------------------|----|------|---|------|--|---|--|
| | | | | 第2 | 4 | (1) | | | |
| 61 | 要求水準書 (案) | 更新時期 | 14 | 第2 | 4 | (1) | | 「主要な施設、設置年度及び更新時期等については、別紙12更新周期表に示す」とあります。例えば、別紙12の旧管理棟空気圧縮機1台は「令和8年度までに更新」に×となっていますが、これは令和9年度以降に更新することが望ましいが、令和8年度末までに更新することも許可する、という理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書別紙12の旧管理棟（薬品注入棟）に属する設備については、撤去対象となるため、「－」に修正します。 また、これら以外の「令和10年度末までに更新」する設備については、合理的な理由があれば令和8年度末までに更新することを可とします。 |
| 62 | 要求水準書 (案) | 事業の安全性を担保した事業計画 | 14 | 第2 | 4 | (2) | | 「費用の透明性に確保」とありますが、具体的には、どのようなことを示せば透明性を確保したことになるのか、例示のうえご教示願います。 | 要求水準書の記載について見直します。 なお、「費用の透明性に確保」とは、本事業にかかる事業費を明確にしたうえ、事業を安定的に継続、運営していただくことを趣旨に記載しました。 |
| 63 | 要求水準書 (案) | 適切な処理フローの構築 | 14 | 第2 | 4 | (4) | | 適切な処理フローの構築とありますが、設備検討のため必要となる既設の水位高低図をご提供ください。また既設着水井・No.1放流口への排水返送が生じることから、浄水処理側の水位高低図もご提供ください。 | No.6の回答を参照してください。 |
| 64 | 要求水準書 (案) | 既設施設の運転・維持管理を踏まえた整備 | 15 | 第2 | 4 | (8) | | 「本施設の運転・維持管理への影響を最小限とした整備に努めること」とありますが、閲覧資料「8 西谷排水処理施設運転管理業務委託報告書等（汚泥堆積計算書）」には、排泥池・濃縮槽に関して「3m以上泥を溜めない」とあります。排泥池に関して、流入濁質などのキャリーオーバーが発生しないよう、通常目安としている汚泥界面高さについて、ご教示願います。 | 運用実績から、排泥池・濃縮槽ともに汚泥の界面高さが底板から3mを超えない範囲で運用しています。 |
| 65 | 要求水準書 (案) | 既設施設の運転 | 15 | 第2 | 4 | (8) | | 場内配管の接続工事などで、やむを得ず排水・排泥受入れを停止する場合の停止可能期間をご教示願います。 | 沈殿池排泥やろ過池洗浄は、冬季であれば7時間程度の停止が可能です。要求水準書別紙7に記載の排水弁鳴き量（ゲート弁老朽化による止水不良）や水質計器他その他作業用水については、完全に止水することはできません。 |
| 66 | 要求水準書 (案) | 浄水処理施設との連携 | 15 | 第2 | 4 | (10) | | 「安定的な浄水処理の実現のためには、浄水処理施設との連携が必要不可欠である」とありますが、閲覧資料「12_基本計画見直し及び設計条件整理1【令和2年1月版】」153ページにおいて、「R5～R8年にかけては沈殿池及び混和池に係る施工であるため半量処理とせざるを得ない。」とあります。令和5～8年は沈殿池等改修の影響で処理水量を半量（13万m3）として基本計画されていますが、それを前提に工事計画を検討してよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 ただし、西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）の契約後、関係者で協議を行い、浄水処理量の減量時期を決定することとします。 |
| 67 | 要求水準書 (案) | 災害時、事故時の対応 | 15 | 第2 | 4 | (12) | | 「災害時、事故時、緊急を要する対応に…」の「災害」「緊急」はどのようなものを想定されているのでしょうか。 | 暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象を想定しています。 |
| 68 | 要求水準書 (案) | 公共用水域への排水基準 | 15 | 第2 | 4 | (15) | | 「公共用水域への排水基準【参考】を、別紙13に示す」とありますが、別紙13の「排水設備設置義務免除許可書」とは、どの様な法規に基づいた許可なのか、ご教示願います。 | 排水設備設置義務免除許可書は、下水道法第10条ただし書に基づく許可（排水設備設置義務の免除）及び横浜市下水道条例第3条第1項第2号ただし書に基づく許可（排水設備接続特例の許可）に基づくものです。 |
| 69 | 要求水準書 (案) | 公共用水域への排水基準 | 15 | 第2 | 4 | (15) | | 「公共用水域への排水基準【参考】を、別紙13に示す」とありますが、別紙13の「16,049m3/日(平均)」はNo.2放流口からの排水放流量という理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書P12 第2 3 (5) に記載の第2放流口及び第1放流口を対象としています。 |
| 70 | 要求水準書 (案) | 汚泥の有効利用 | 16 | 第2 | 4 | (16) | | 有効利用については、有価物に限定しないとの認識でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 71 | 要求水準書 (案) | 市内経済への貢献 | 16 | 第2 | 4 | (18) | | 「横浜市内の企業を活用」の具体的な要求事項がございましたらご提示ください。 | 「横浜市中小企業振興基本条例（平成22年3月29日条例第9号）」の趣旨及び目的を踏まえた、市内経済への貢献を要求水準としています。 |
| 72 | 要求水準書 (案) | 事業期間終了後の措置 | 16 | 第2 | 4 | (19) | | 「事業期間終了後1年以内に更新及び経年劣化による修繕を要することがない状態で、水道局へ引き継ぐものとする」とありますが、別紙6(3/3)に「※2 設計・工事期間外に目標耐用年数に到達した設備の更新は、水道局が行う」とあるため、設計・工事期間外に水道局が更新した設備は、事業期間終了後に水道局へ引き継ぐ際、更新・修繕は必要ないと考えてよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 73 | 要求水準書 (案) | 事業期間終了後の措置 | 16 | 第2 | 4 | (19) | | 貴局と事業者で実施する運転維持管業務開始前に実施する既設施設の施設状況等の確認については、貴局にて水道技術研究センターの「水道施設機能診断の手引き」を参考に機能能力を示した表を作成するものと理解してよろしいでしょうか。 | 事業者が作成し、局が確認することを想定しています。 |

| No. | 書類名 | 質問項目 (タイトル) | 頁 | 対応箇所 | | | | 質問 | 回答 |
|-----|--------------|------------------|----|------|---|------|-------|--|--|
| | | | | 第2 | 4 | (19) | | | |
| 74 | 要求水準書 (案) | 事業期間終了後の措置 | 16 | 第2 | 4 | (19) | | 「水道施設機能診断の手引き」を参考とした機能能力を示した表を作成するのは事業期間終了時のみと考えてよろしいでしょうか。 | 事業期間終了時のみではなく、事業開始前においても作成する必要があります。 |
| 75 | 要求水準書 (案) | 事業期間終了後の措置 | 16 | 第2 | 4 | (19) | | 「水道施設機能診断の手引き」は平成17年策定ですので、事業期間終了時には策定から40年以上経過しています。この間、機能診断に係る手法が改良され有用で効率的なものが発刊された場合は、協議のうえで新たな手法を採用することと考えてよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 76 | 要求水準書 (案) | 事業期間終了後の措置 | 16 | 第2 | 4 | (19) | | 「事業期間終了後1年以内に更新及び経年劣化による修繕を要する場合（水道局の責に帰すべき事由に起因する場合を除く。）、事業者は自らの費用負担にて修繕を行う」とありますが、事業期間中の運転維持管理の不備でなく修繕・更新周期の到来による計画的な修繕・更新の場合は、事業者負担とはならないと考えてよろしいでしょうか。 | 適切な運転・維持管理の実施や事業計画の立案を行うことで、事業期間終了後1年以内に事業者の責による修繕が発生しないよう、また更新周期が到来しないようにしてください。 |
| 77 | 要求水準書 (案) | 事業期間終了後の処置 | 16 | 第2 | 4 | (19) | | (19) 事業期間終了後への措置の中で、「事業期間終了後1年以内に更新及び・・・修繕を要することが無い状態」とありますが、この判断基準及び判断の主体について、ご教示願います。 | 判断基準については、事業者が「水道施設機能診断の手引き」を参考にし、事前と事後の定量的な比較を行い、修繕の有無を検討したうえで、局が判断します。 |
| 78 | 要求水準書 (案) | 事前調査業務 | 17 | 第3 | 2 | | | 事前調査業務の内容に、既設構造物の劣化度調査がありませんが、既設躯体の劣化補修の対象となっている構造物の劣化度調査結果は公表され、それに従い補修を行うという理解でよいでしょうか。 | そのとおりです。 No. 6 の回答を参照してください。 |
| 79 | 要求水準書 (案) | 事前調査業務 | 17 | 第3 | 2 | | | 既設構造物の引継ぎ後1年以内に更新及び経年劣化による修繕を要しないと考える事前調査は1年後と考えればよろしいのでしょうか？ | 事前調査業務は、本業務の設計及び工事業務を行う上で必要となる測量や地質調査業を行うものであることに鑑み、実施時期を選定ください。 |
| 80 | 要求水準書 (案) | 設計及び工事業務に関する要求水準 | 17 | 第3 | 1 | (1) | | 「要綱・指針等・・・最新版に準拠すること。」とありますが、設計・工事にかかる期間が長期にわたります。資料の準拠基準日の設定についてのお考えをご教授ください。 | 当該施設の設計開始時を想定しています。 |
| 81 | 要求水準書 (案) | 事前調査業務 | 17 | 第3 | 2 | (1) | ウ | 地下埋設物調査の結果、当初公開されていない埋設物が発見された場合、それに関連する計画変更等についての取り扱いをご教授ください。 | リスク分担表で示したように、局が提示した資料から合理的に推測し得るものであれば事業者負担、この内容以外であれば局負担で事業者が実施することを想定しています。 |
| 82 | 要求水準書 (案) | 事前調査業務 | 17 | 第3 | 2 | (1) | エ | 土壌汚染状況調査で、土壌汚染対策法特定有害物質が検出された場合のリスク分担は水道局で行うと考えて良いでしょうか。 | No. 81 の回答を参照してください。 |
| 83 | 要求水準書 (案) | 遺跡・文化財調査 | 18 | 第3 | 2 | (1) | ク | 遺跡・文化財調査を業務範囲とされていますが、遺跡・文化財が発掘された場合は協議とさせていただきませんかでしょうか。 | 遺跡・文化財が発掘された場合は、文化財保護法に基づく対応となります。 |
| 84 | 要求水準書 (案) | 業務の実施にあたっての留意事項 | 18 | 第3 | 2 | (2) | イ | 別紙15既設埋設管図に、ウォータースクラバードレイン管・デハイドラムドレイン管の記載がありますが、それぞれの排水先をご教示ください。 | ウォータースクラバードレイン管及びデハイドラムドレイン管は、二次濃縮槽の分配槽が排水先です。 ただし、現在休止管となっています。 |
| 85 | 要求水準書 (案) | 業務の実施にあたっての留意事項 | 18 | 第3 | 2 | (2) | イ | 既設給水管、ガス管は、本工事で支障となる範囲のみ更新対象とし、それ以外は既設流用可能との理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 86 | 要求水準書 (案) | 業務の実施にあたっての留意事項 | 18 | 第3 | 2 | (2) | イ | 既設場内ケーブルは、本工事で支障となる範囲のみ更新対象とし、それ以外は既設流用可能との理解でよろしいでしょうか。 | 機器の更新や新設に合わせ、ケーブルの更新を実施してください。 |
| 87 | 要求水準書 (案) | 業務の実施にあたっての留意事項 | 18 | 第3 | 2 | (2) | イ | 既設雨水、汚水埋設管は、本工事で支障となる範囲のみ更新対象とし、それ以外は既設流用可能との理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 88 | 要求水準書 (案) | 各種申請等の業務 | 18 | 第3 | 3 | (1) | ウ | 設計及び工事着手までに必要な各種申請及び許可等とは、どのような業務を想定されているかご教示願います。 | 建築基準法をはじめ、本事業に関連した各種法令に定められた各種申請及び許可の一切を想定しています。 |
| 89 | 要求水準書 (案) | 各種申請等の業務 | 18 | 第3 | 3 | (1) | ウ | 本事業は、国庫補助等の補助対象事業でしょうか。 | 国庫補助事業の対象外です。 |
| 90 | 要求水準書 (案) | 産業廃棄物処理業の許可申請 | 19 | 第3 | 3 | (1) | エ (イ) | 産業廃棄物処理業の許可申請について、法制度上で申請が不要と確認できた場合は申請しなくてもよろしいでしょうか。 | 本事業で新設する排水処理施設は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に定める産業廃棄物処理施設（汚泥の脱水施設）に該当するため、廃棄物処理施設設置許可及び産業廃棄物処理業の許可が必要です。 |
| 91 | 要求水準書 (案) | 切土、盛土 | 20 | 第3 | 3 | (1) | コ | 「原則として、切土、盛土を伴う造成は不可」とありますが、既設脱水機棟撤去後の地盤形状の変更など、必要な盛土（埋設物撤去後の盛土）については可能との理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。敷地の地盤高を変更しなければ問題ありません。 |

| No. | 書類名 | 質問項目 (タイトル) | 頁 | 対応箇所 | | | | | | 質問 | 回答 |
|-----|--------------|----------------------|--------|------|---|-----|---|-----|---|--|---|
| | | | | | | | | | | | |
| 92 | 要求水準書 (案) | 工事施工計画書 | 21, 26 | 第3 | 3 | (1) | カ | (イ) | d | 詳細設計の(工事施工計画書)と(第3, 4工事業務、(4)の工事業務の進め方(施工計画書)との提出時期・内容・趣旨の違いをご教示願います。 | 詳細設計の成果として工事施工にあたって必要な基本的内容を記載する「工事施工計画書」は設計業務完了後に検査を受けることになります。 また、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての「施工計画書」を提出しなければなりません。 なお、詳細設計で検査を受けた工事施工計画書に、工事着手前に提出する施工計画書に必要な内容が網羅されている場合、この二つは兼ねられることとします。 |
| 93 | 要求水準書 (案) | 範囲確認 | 21 | 第3 | 3 | (2) | イ | | | 基本設計において、事前調査により新たに把握できた事項については、事業予算に係る設計変更対象となる、という理解でよろしいでしょうか。 | 局が提示した資料から合理的に推測しえなかったものについては、変更の対象とします。 |
| 94 | 要求水準書 (案) | 詳細設計 | 21 | 第3 | 3 | (3) | | | | 排水池(既設)、排泥池、一次濃縮槽、二次濃縮槽及び分配槽、返送池流入弁室、返送池は既設躯体流用ですが、建築付帯設備(照明、換気など)も既設流用と理解してよろしいでしょうか。 | No.5の回答を参照してください。 |
| 95 | 要求水準書 (案) | 流用不可範囲 | 21 | 第3 | 3 | (3) | ア | (7) | | 別紙6 1/3 汚泥脱水機は「撤去」とあり、流用は不可と考えます。脱水機周りの鋼製点検歩廊一式についても、流用は不可との理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。脱水機の更新に合わせて更新してください。 |
| 96 | 要求水準書 (案) | 排水処理 施設設計 | 21 | 第3 | 3 | (3) | ア | (7) | b | 新設脱水機棟設置後に既設脱水機棟をケーキ保管スペースに流用することは本事業の安定した実施体制構築と事業継続に有効と考えます。既設脱水機棟の流用を認めて下さいますようお願いいたします。 | No.4の回答を参照してください。 |
| 97 | 要求水準書 (案) | 排水処理 施設設計 | 21 | 第3 | 3 | (3) | ア | (7) | b | 「新設脱水機棟と既設脱水機棟の双方に新設及び更新対象施設を設置して流用することは認めない。」とありますが、既設脱水機棟をケーキヤードとして流用させて頂くことは可能でしょうか? | No.4の回答を参照してください。 |
| 98 | 要求水準書 (案) | 既設脱水機棟(既 設流用可能施設) | 21 | 第3 | 3 | (3) | ア | (7) | d | 「新設脱水機棟の新設後は、既設脱水機棟の使用は認めない」とありますが、新設施設と既設施設との切り替えを考慮し、既設脱水機棟が使用不可となるのは、設計・工事期間終了後と考えてよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 99 | 要求水準書 (案) | 排水処理施設設計 | 21 | 第3 | 3 | (3) | ア | (7) | d | 新設脱水機棟設置後に既設脱水機棟をケーキ保管スペースに流用することは本事業の安定した実施体制構築と事業継続に有効と考えます。既設脱水機棟の流用を認めて下さいますようお願いいたします。 | No.4の回答を参照してください。 |
| 100 | 要求水準書 (案) | 排水処理 施設設計 | 21 | 第3 | 3 | (3) | ア | (7) | e | 「新設脱水機棟を新設する場合、既設脱水機棟を撤去することは可能とする。」とありますが、新設脱水機棟を新設する場合、既設脱水機棟を残置してもよいという認識でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 101 | 要求水準書 (案) | 範囲確認 | 22 | 第3 | 3 | (3) | ア | (7) | b | 既設脱水機棟について、新設脱水機棟を設置する場合、設備類の撤去と範囲がp.25に記載されております。この設備類というのは、脱水機に係る点検歩廊、電気盤であり、什器、建築設備、備品は含まれない、という理解でよろしいでしょうか。 また、既設脱水機棟残置の場合、この建物の管理(電気代)は貴局が行う、という理解でよろしいでしょうか。 | 前段については、機器や、機器に関連する歩廊、電気盤などは撤去範囲となりますが、什器、建築設備、備品は範囲外です。 後段については、新設脱水機棟を建設し、既設脱水機棟を使用しない場合は、既設脱水機棟の管理は局にて行いますが、事業者が既設脱水機棟を使用する場合は、事業者が管理します。 |
| 102 | 要求水準書 (案) | 範囲確認 | 22 | 第3 | 3 | (3) | ア | (7) | b | 耐震補強、劣化部補修等については、事業者は入札段階では開示された情報のみ知ることができ、詳細な調査(池の水抜き点検等)は実施できません。したがって、契約後の事前調査と基本設計、詳細設計にて、工事期間や補修方法が変更・追加となる可能性があります。これらのリスク(契約後の設計変更や工程修正に伴う追加費用)は水道局側負担と考えて良いでしょうか。 | No.6の回答を参照してください。 なお、局が提示した資料から合理的に推測できない内容に起因する追加費用等は局負担となります。 |
| 103 | 要求水準書 (案) | 排水池 (増設) | 22 | 第3 | 3 | (3) | ア | (エ) | | 増設する排水池の容量、池数、予備池の有無は、すべて事業者提案との理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 104 | 要求水準書 (案) | 排水池 (増設) | 22 | 第3 | 3 | (3) | ア | (エ) | d | 近接施工による既設創造物への影響とは、「既存の排水池」に対してとの理解でよいでしょうか。 | 近接施工による既設創造物への影響とは、排水池(既設)への影響のことです。 |
| 105 | 要求水準書 (案) | ポンプ予備 | 22 | 第3 | 3 | (3) | イ | (ウ) | | 全てのポンプに予備機が必要でしょうか。例えば、別紙12更新周期表に記載のあるポリマー移送ポンプは1台の表記ですが、更新後は予備機が必要でしょうか。 | 予備機を設置することとします。 |

| No. | 書類名 | 質問項目 (タイトル) | 頁 | 対応箇所 | | | | | 質問 | 回答 |
|-----|--------------|------------------|----|------|---|-----|---|-------|---|---|
| | | | | 第3 | 3 | (3) | イ | (ウ) | | |
| 106 | 要求水準書 (案) | 予備機について | 22 | 第3 | 3 | (3) | イ | (ウ) | ポンプ設備の予備機については、系統毎の予備ではなく、共通予備にて設置することで問題ないでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 107 | 要求水準書 (案) | インタフェースの 改修の責 | 23 | 第3 | 3 | (3) | ウ | (ア) c | P.19 オ設計に係る共通事項(オ)に記載されています汎用性の高いインタフェースについて、本項の通信方式として採用した場合は、事業者による改修の責は免れる、との理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 108 | 要求水準書 (案) | 監視制御設備 設計 | 23 | 第3 | 3 | (3) | ウ | (ア) d | 「2重化のシステム構成とすること」とありますが、2重化する対象の機器は、既設(別紙19 既設監視制御設備システム構成図・機能一覧【参考】)と同様と考えてよろしいでしょうか。 | 最低限既設設備と同等の信頼性が確保できるように、2重化対象範囲を事業者にて選定してください。 |
| 109 | 要求水準書 (案) | 二重化の範囲 | 23 | 第3 | 3 | (3) | ウ | (ア) d | 二重化の範囲は制御装置部(電源・CPU)と制御LANのみで、入出力部(I/O)は含まれない、との理解でよろしいでしょうか。 | No.108の回答を参照してください。 |
| 110 | 要求水準書 (案) | 監視操作卓 | 23 | 第3 | 3 | (3) | ウ | (ア) d | 監視操作卓は、複数台を設置して冗長化を図ることで二重化システム構成になる、との理解でよろしいでしょうか。 | No.108の回答を参照してください。 |
| 111 | 要求水準書 (案) | 電気設備設計 | 23 | 第3 | 3 | (3) | ウ | (ア) e | 「維持管理期間中において、本事業で設置した監視制御設備の更新工事を、水道局が発注するため、更新後には当該設備の仕様や操作性が変更されることがある。」とありますが、更新工事の発注は運転・維持管理期間中に行い、更新工事は運転・維持管理期間の終了後に実施されるとの理解で宜しいでしょうか。 | 本事業は、令和29年3月までの長期であることから、監視制御設備の更新が事業期間中に2回発生することを想定しています。このうち、1回目は事業者による更新、2回目は水道局発注工事による更新となります。 なお、要求水準書別紙23のNo.17における「将来」は、西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)で設置する設備で、本事業の対象外です。 |
| 112 | 要求水準書 (案) | 詳細設計 | 23 | 第3 | 3 | (3) | ウ | (ア) e | 「本事業で設置した監視制御設備の更新工事を、水道局が発注する」とありますが、別紙23「制御・監視項目表」の「将来」項目のことでしょうか。 | No.111の回答を参照してください。 |
| 113 | 要求水準書 (案) | 電気設備設計 | 23 | 第3 | 3 | (3) | ウ | (イ) c | 新設後の受配電設備は、電気事業法施行規則第52条第2項の外部委託要件に該当するため、事業者の責任において、一定の条件を満たした法人等(電気保安協会等)に電気主任技術者の選任ならびに保安管理業務を委託しても良いとの理解で宜しいでしょうか。 | 新設の自家用工作物については、本事業者を(本来の)設置者とします。そのため、設置者の権限において電気主任技術者の選任を委託することは可能となります。 |
| 114 | 要求水準書 (案) | 自家用電気 工作物の設置者 | 23 | 第3 | 3 | (3) | ウ | (イ) c | 「受配電設備の新設後は事業者が自家用電気工作物設置者となり…」とありますが、本事業はBOT事業ではなく、あくまで設置者は貴局であると認識しています。事業者については「みなし設置者」となり、電気主任技術者の選任も専門業者に再委託できるものと考えてよろしいでしょうか。 | No.113の回答を参照してください。 |
| 115 | 要求水準書 (案) | 浄水施設側からの 電力供給 | 23 | 第3 | 3 | (3) | ウ | (イ) e | 浄水施設側にて現在貴局が契約済みの電力契約と合わせると、1需要場所1契約種別(ないし予備電力を加えての2契約種別)を超えるため認められない可能性があります。電力会社との協議にて当該判断が下された場合は、浄水施設側からの電力を供給頂ける、という理解でよろしいでしょうか。 | 浄水処理施設と排水処理施設で受電点を分割することについては電力会社と事前に協議済みです。受電点の分割に関わる手続きは局側で実施しますが、排水処理施設の運用への影響を最小限とするために、局と連携し、受電設備の整備を行うようにお願いします。 |
| 116 | 要求水準書 (案) | 電気設備設計 | 24 | 第3 | 3 | (3) | ウ | (ウ) c | 「自動制御のため、運転・保守管理を行う者が常駐し、停電時に直ちに操作することが出来るよう体制を整えること。」との記載がありますが、非常用自家発電設備引き渡し後、29頁第4章1項(2)記載の「平日8時30分から17時15分」に勤務する体制を整えるとの理解で宜しいでしょうか。 | 停電が発生した後は、非常用自家発電設備(自家発)が運転したままの状態となり、自家発の安定稼働を維持するためには運転・保守ができる要員を配置する必要があります。したがって、自家発に切り替わった際、速やかに参集できる体制を構築してください。 |
| 117 | 要求水準書 (案) | 非常用自家発電設備 | 24 | 第3 | 3 | (3) | ウ | (ウ) c | 起動は自動制御、商用複電の際は手動停止操作のため、運転・保守管理を行う者が常駐し、・・・とありますが、29頁第4章1項(2)の業務時間の他に、夜間、深夜、休日に停電するケースも考慮し、自家発停止操作者を最低1名配置する必要があるという解釈でよろしいでしょうか。 | No.116の回答を参照してください。 |
| 118 | 要求水準書 (案) | 付帯設備・場内配 管設計 | 24 | 第3 | 3 | (3) | エ | (イ) | 「排水池の上澄水等のうち1,000m ³ /時を超過した水量を着水井へ返送する」とありますが、基本的にはNo.2放流口から排水を行い、それを超過する分を返送ポンプによりNo.1放流口から排水するものとの理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |

| No. | 書類名 | 質問項目 (タイトル) | 頁 | 対応箇所 | | | | | 質問 | 回答 |
|-----|--------------|---|----|------|---|------|---|-----|--|---|
| | | | | 第3 | 3 | (3) | エ | (イ) | | |
| 119 | 要求水準書 (案) | 排水処理 施設設計 | 24 | 第3 | 3 | (3) | エ | (イ) | 「既設返送管を活用することも可能とする。」とありますが、別紙18主要配管管路図(再整備後)では着水井返送管が太線(更新する配管)扱いとなっています。既設返送管は流用可能との理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書別紙18に記載したとおり、既設返送管を更新対象とし、流用を不可とします。また、更新対象とした配管については既設を撤去することとし、要求水準書を修正します。 また、更新対象とする管路が明確になるよう、要求水準書別紙18を修正します。 |
| 120 | 要求水準書 (案) | 排水池上澄水等のうち1,000m3/時を超過した水量を着水井へ返送する場合について | 24 | 第3 | 3 | (3) | エ | (イ) | 排水池の上澄水等のうち、1,000m3/時を超過した水量を着水井へ返送する経路としては、別紙18主要配管管路図にあるように排水池～返送池を経由し着水井返送管にて送水し、配管整備については責任分界バルブ位置までの範囲としてよいでしょうか。 | 着水井返送管は、責任分界バルブまでが配管整備の施工範囲になります。 なお、返送池には、排水池だけでなく、排泥池、濃縮槽の上澄水が主に集まります。 |
| 121 | 要求水準書 (案) | 排水処理 施設設計 | 24 | 第3 | 3 | (3) | エ | (ウ) | 既設埋設配管は、本工事で支障となる範囲のみ更新対象とし、それ以外は既設流用可能との理解でよろしいでしょうか。 | 配管の新設または更新は、要求水準書別紙15および別紙18に記載のとおりです。 |
| 122 | 要求水準書 (案) | 場内配管設計 | 24 | 第3 | 3 | (3) | エ | (ウ) | 躯体埋込配管は更新対象外との理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 123 | 要求水準書 (案) | 場内配管撤去 | 24 | 第3 | 3 | (3) | エ | (ウ) | 工事で支障とならない雨水・汚水配管は、更新対象外との理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 124 | 要求水準書 (案) | 場内配管撤去 | 24 | 第3 | 3 | (3) | オ | | 更新工事で支障とならない既設場内配管は、撤去対象外との理解でよろしいでしょうか。 | No. 121の回答を参照してください。 |
| 125 | 要求水準書 (案) | 既設杭撤去 | 24 | 第3 | 3 | (3) | オ | (イ) | 旧管理棟及び計器室の基礎形式は杭基礎でしょうか。 | そのとおりです。 |
| 126 | 要求水準書 (案) | 住民説明会 | 26 | 第3 | 4 | (1) | ウ | | 住民向けの工事説明会資料作成及び説明会への出席を行うこととありますが、住民説明会の主催者は水道局様との認識でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 127 | 要求水準書 (案) | 工事業務 | 26 | 第3 | 4 | (1) | ウ | | 「住民向けの工事説明会資料の作成及び説明会への出席を行うこと。」とありますが説明会の回数、期間、時期をどの程度想定しているでしょうか。 | 必要に応じて開催します。 |
| 128 | 要求水準書 (案) | 工事業務 | 26 | 第3 | 4 | (1) | エ | | 「使用材料は新品に限る」とりますが、仮設材は含まないまた、再生材は使用可能と理解してよろしいでしょうか。 | 仮設材は含みません。 また、再生材は使用不可とします。 |
| 129 | 要求水準書 (案) | マニュアル 作成業務 | 27 | 第3 | 4 | (5) | イ | | 保守点検マニュアルについては、別紙22の内容や周期に基づき作成することとありますが、既設設備は別紙22を踏襲し、新規設備については事業者が考える内容・周期で作成してもよいとの認識で宜しいでしょうか。 | 既設設備、新設設備ともに、保守点検マニュアルを要求水準書別紙22 電気機械設備保守点検基準に基づき作成してください。 |
| 130 | 要求水準書 (案) | 水道局職員 への研修 | 27 | 第3 | 4 | (5) | イ | | 研修の頻度・時間・参加者数の目安をお示しください。 | 事業期間中、1年に2回程度、1回あたり約10名、半日の研修を開催することを想定しています。 |
| 131 | 要求水準書 (案) | 運転管理 マニュアル | 27 | 第3 | 4 | (5) | イ | | 「事業者は、水道局職員の技術継承のため、作成した運転管理マニュアル等を用いた水道局職員への研修等を適宜行うこと」とありますが、研修は技術継承を見据えた事業期間終了年度を目途に予定していると考えてよろしいでしょうか。 | No. 130の回答を参照してください。 |
| 132 | 要求水準書 (案) | 部分引き渡し | 27 | 第3 | 4 | (6) | | | 事業の計画・工程の重要なポイントは事業者が設定し、施設を効率よく完成した順に検査引き渡し業務を行うことですが、「なお、部分引き渡しの対象施設及び時期については、別途水道局との協議により決定する」と記述がございます。事業計画・工程の作成上、施設引き渡し優先順位をご教示願います。 | 事業者からの提案を基本とします。 |
| 133 | 要求水準書 (案) | 工事期間中 の対応 | 28 | 第3 | 4 | (8) | | | 工事期間中の対応が記載されていますが、工事中の現場事務所・資材置場などの用地については、浄水処理側を含めた場内空きスペースを借用可能との理解でよろしいでしょうか。 | 浄水処理施設側の用地の利用は不可とします。 排水処理施設側の用地のうち、要求水準書別紙2に示す事業者管理範囲では、工事や運転・維持管理業務に支障のない場所を利用可能です。それ以外の排水処理側の敷地を利用する場合は、その都度、水道局と協議が必要です。 |
| 134 | 要求水準書 (案) | 健康診断 | 28 | 第3 | 4 | (10) | | | 現場代理人等の「等」が示す範囲をご明示ください。 | 水道法第21条及び水道法施行規則第16条の規定の対象者であり、本事業に従事している職員が対象となります。 |
| 135 | 要求水準書 (案) | 廃掃法の 技術管理者 | 30 | 第4 | 1 | (3) | ウ | (イ) | 廃棄物処理法の技術管理者について、法制度上で配置が不要と確認できた場合は配置しなくてもよろしいでしょうか。 | 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条において、廃棄物処理施設の設置者は施設を適正に維持管理するために技術管理者を置くことが義務づけられています。本事業では事業者を設置者とするため、事業者に配置を義務付けています。 |

| No. | 書類名 | 質問項目 (タイトル) | 頁 | 対応箇所 | | | | | 質問 | 回答 |
|-----|--------------|----------------|----|------|---|-----|---|-----|--|---|
| | | | | 第4 | 1 | (3) | ウ | (イ) | | |
| 136 | 要求水準書 (案) | 資格要件 | 30 | 第4 | 1 | (3) | ウ | (イ) | 本資格は、廃棄物処理施設の設置者が事業者になるという観点から、技術管理者の配置義務を設けているのでしょうか。 | No. 135の回答を参照してください。 |
| 137 | 要求水準書 (案) | 資格要件 | 30 | 第4 | 1 | (3) | ウ | (オ) | 運転・維持管理業務に必要な資格のうち、電気主任技術者が設けられていますが、本資格の配置趣旨は電気事業法第43条の選任、届出にあたるものでしょうか。また、前記の趣旨でない場合、本資格の配置趣旨についてご教示願います。 | 電気事業法第43条の選任、届出を意味しています。要求水準書では、免状の有資格者を求めています。電気事業法第43条第2項に記載のとおり、免状の有資格者でなくても選任可能なので、要求水準書を修正します。 |
| 138 | 要求水準書 (案) | 資格要件 | 30 | 第4 | 1 | (3) | ウ | (オ) | 電気主任技術者は、受電所の新設に合わせて配置するとの解釈より、運転・維持管理の開始当初(令和3年4月)から配置する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。 | 既設の自家用工作物が更新されるまでは、引き続き局から選任します。事業者が設置する自家用工作物については、事業者からの選任としてください。 |
| 139 | 要求水準書 (案) | 資格者 | 30 | 第4 | 1 | (3) | ウ | (オ) | 電気主任技術者は、自家用電気工作物保安管理を目的として配置すると認識していますが、みなし設置者制度を活用した場合、当該資格者の選任を専門業者に再委託できるものと考えてよろしいでしょうか。 | No. 113の回答を参照してください。 |
| 140 | 要求水準書 (案) | 業務の進め方 | 30 | 第4 | 2 | (1) | | | 「(中略) 運転・維持管理業務着手の14日前までに運転・維持管理業務全体の基本計画として事業期間全体を通じた業務基本計画書を策定し(中略)」とありますが、実施方針(案)にて運転・維持管理委託契約締結が令和3年3月と示されており、業務基本計画書を策定する期間が非常に短期となっております。業務基本計画書の策定ならびに貴局の確認時期について、ご再考頂けないでしょうか。 | 変更の予定はありません。 |
| 141 | 要求水準書 (案) | 健康診断 | 31 | 第4 | 2 | (2) | カ | | 現場責任者等とありますが、運転・維持管理業務に携わる配置者という理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 142 | 要求水準書 (案) | 事業者の責務 | 31 | 第4 | 2 | (2) | ク | | 「事業者は、本事業を実施するために必要な人員を常駐させること」との記載がありますが、29頁第4 1 (2)記載の「平日8時30分から17時15分」の時間に常駐するとの理解で宜しいでしょうか。 | 「平日8時30分から17時15分」の時間に常駐することを標準とし、人員体制を構築してください。 |
| 143 | 要求水準書 (案) | 有価利用 | 33 | 第4 | 3 | (3) | ア | (ア) | 有価利用の検討にあたり、閲覧資料(浄水汚泥の性状分析報告書)以外の項目について分析を行いたいため、ケーキのサンプル(5kg程度)をいただくことは可能でしょうか。 | 可能です。 脱水ケーキのサンプルの提供について令和2年4月27日に、横浜市ホームページにて公表済です。 |
| 144 | 要求水準書 (案) | 汚泥の排出者 | 34 | 第4 | 3 | (3) | イ | (イ) | 非有価で汚泥を有効利用する場合、「事業者が排出者として」との記載がありますが、本事業はBOT事業ではなく、あくまで設置者及び汚泥の排出者は貴局であると認識しています。したがって、 manifests を交付するのにも貴局であると考えますが、いかがでしょうか。 | 本事業の事業者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物処理施設の設置及び処分業の許可を取得いただく予定です。 したがって、 manifests の交付も事業者となります。 |
| 145 | 要求水準書 (案) | 日常点検 | 34 | 第4 | 4 | (1) | | | 日常点検は「原則として毎日」とありますが、休日を含む毎日と考えてよろしいでしょうか。 | No. 142の回答を参照してください。 |
| 146 | 要求水準書 (案) | 躯体及び点検設備等周辺の清掃 | 35 | 第4 | 4 | (6) | | | 植栽管理等の構内整備業務の記載はありませんが、業務に含まれないとの理解で宜しいでしょうか。 | そのとおりです。 なお、植栽管理業務は局が別途委託を行う予定であるため、作業に関わる調整は必要となります。 |
| 147 | 要求水準書 (案) | 修繕業務 | 35 | 第4 | 5 | | | | 既設設備の修繕を計画するため、過去5年間の修繕実績(修繕内容・金額等)を公表いただけないでしょうか。 | No. 6の回答を参照してください。 |
| 148 | 要求水準書 (案) | 維持修繕範囲 | 35 | 第4 | 5 | | | | 「施設等の補修、交換が必要と判断した場合、目標耐用年数を維持するために必要な修繕を行う。」とありますが、通常の修繕以外で「突発的な修繕を含む」とはどのようなものを想定しているのでしょうか。 | 通常の修繕は、日常点検、定期点検で発見した設備の劣化状況、損傷等の異常に対応するものです。 突発的な修繕とは、要求水準書用語の定義に記載のとおり、突発的な故障や事故等に対応するものです。 |
| 149 | 要求水準書 (案) | 水道 | 36 | 第4 | 7 | (1) | | | 水道は公道から新たに分岐すること、と記載がありますが、設備で使用する水(雑用水、清掃水、ろ布洗浄水等)は別紙15、P3の場内給水管から利用可能でしょうか。 | 既存の場内給水管からの分岐及び利用を認めます。 トイレや台所、風呂などの事務所用水(下水道放流対象)については、水道メーターを設置して水道利用加入金や水道料金・下水道使用料を支払っていただきます。 池清掃や各種機器に使用する作業用水(河川放流対象)は、流量計を設置して使用水量を水道局に報告することとしますが、料金は無償とします。 |
| 150 | 要求水準書 (案) | 水道 | 36 | 第4 | 7 | (1) | | | 水道を必要とする場合は、「公道から新たに分岐すること」とありますが、公道に接続する敷地内の配管からの分岐という形でもよろしいでしょうか。そのほうが、万一の際に公道を遮断する必要が無いため、安全かつ、貴局の水収支管理上も問題はないと考えます。 | No. 149の回答を参照してください。 |

| No. | 書類名 | 質問項目 (タイトル) | 頁 | 対応箇所 | | | | 質問 | 回答 |
|-----|-----------------|--------------------------|-----|------|----|-----|---|---|--|
| | | | | 第4 | 7 | (1) | | | |
| 151 | 要求水準書 (案) | 水道メータ | 36 | 第4 | 7 | (1) | | 「水量の計量のための水道メータを設置」とありますが、事業終了後の処置の仕方は「残置」でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 152 | 要求水準書 (案) | 水道メータ | 36 | 第4 | 7 | (1) | | 水道メータの所有者は貴局と考えて宜しいでしょうか。 また、水道メータの計量法で8年で更新と定められていますが、更新費用は貴局負担と考えて宜しいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 153 | 要求水準書 (案) | ユーティリティ等 の調達 ・管理業務 | 36 | 第4 | 7 | (1) | | 「水道」の現状と、水道の範囲はどのように考えるのでしょうか。排水プラントに使用する用水は適用外と考えて良いでしょうか。 | No. 149の回答を参照してください。 |
| 154 | 要求水準書 (案) | 電力の調達 | 36 | 第4 | 7 | (2) | | 電力調達先との契約名義も事業者となるのでしょうか。 | No. 113の回答を参照してください。 |
| 155 | 要求水準書 (案) | 電力 | 36 | 第4 | 7 | (2) | | 電力については、「事業者が調達し、費用を負担すること。」とありますが、受電設備引き渡し前期間においては、横浜市より電力を受電するため、横浜市に対して電力料金を支払う(サービス購入料からの相殺)形になると言う理解で宜しいでしょうか。 また、その場合の電力単価等をご教示願います。 | 支払に関する内容は委託契約書(案)に示します。 |
| 156 | 要求水準書 (案) | 通信 | 36 | 第4 | 7 | (4) | イ | 「常時、水道局から事務所及び事業者が管理する各施設と連絡を取れるようにすること。」とありますが、本施設やSPCの本社等の従事職員に連絡できる環境を整えとの理解で宜しいでしょうか。 | 水道局から、本施設の運転・維持管理に関わる事業者と、昼夜、土日祝日問わず、電話などで連絡が取れるようにしてください。 |
| 157 | 要求水準書 (案) | 通信 | 36 | 第4 | 7 | (4) | イ | 「常時、水道局から事務所及び事業者が管理する各施設と連絡を取れる」とありますが具体的な条件をお示しください。例えば、「運転・維持管理企業が場内に常駐する時間帯において、貴局と携帯電話で連絡を取れ、必要な施設に移動できる」という理解でよろしいでしょうか。 | No. 156の回答を参照してください。 |
| 158 | 要求水準書 (案) | 施設見学対応 協力業務 | 37 | 第4 | 9 | (3) | | 見学者の対象者が記載されていますが、今後、小学生などの数十名規模の見学受入予定はないとの理解で宜しいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 159 | 要求水準書 (案) | 災害及び事故 対策業務 | 37 | 第4 | 10 | (1) | | 危機管理マニュアルの作成とありますが、様式はありますでしょうか。事業者提案でしょうか。 | 事業者提案を基本とし、水道局と協議して決定します。 |
| 160 | 要求水準書 (案) | 適切な引継ぎ | 37 | 第4 | 11 | | | 事業者が後継者に対して適切な引継ぎを行うとありますが、本事業は貴局と事業者の契約によるため、引き継ぎは貴局に対して行うようご再考いただけないでしょうか。 | 現時点では、本事業終了後に施設を継続運用するのは水道局ではなく、新たな事業者が担うことを想定しています。 このため、スムーズな引き継ぎを行うために、本事業の事業者から後継者に直接引き継ぎを行うものとします。 |
| 161 | 要求水準書 (案) | 土壌汚染検体 採取位置 及び本数 | 38 | 第4 | 11 | (3) | | 土壌汚染測定において、「平成29年3月の事業終了時点で土壌汚染が発生していないことを証明する」とありますが、比較対象の分析項目は別紙16に示された項目と理解いたします。 検体採取場所の具体的な位置及び本数をごございましたら、ご教示願います。 | そのとおりです。位置や本数は整備内容によって変更となる可能性もあることから、整備後に再度調整をさせていただきます。 |
| 162 | 要求水準書 (案) | 土壌汚染測定 | 38 | 第4 | 11 | (3) | | 事業終了時の土壌汚染調査について、別紙16のとおり事業範囲内の汚染のおそれがない土地以外の部分を対象に、表2及び3の排水処理施設に該当する物質(ベンゼン)を調査すればよいとの認識で宜しいでしょうか。 | No. 161の回答を参照してください。比較対象の分析項目は別紙16に示された項目になります。 |
| 163 | 要求水準書 (案) | 適切な引継ぎ | 38 | 第4 | 11 | (5) | | 事業者が後継者に対して施設維持管理業務に係る適切な引継ぎを行うとありますが、本事業は貴局と事業者の契約によるため、引き継ぎは貴局に対して行うようご再考いただけないでしょうか。 | No. 160の回答を参照してください。 |
| 164 | 要求水準書 (案) 別紙 | 既設設備の使用状況について | 別紙1 | | | | | 既設天日乾燥床の使用状況について、ご教示願います。 | 要求水準書P11 第2 3 (3)に記載の「浄水処理施設(沈でん池)及び工業用水道鶴ヶ峰沈でん池の清掃により発生する汚泥」を既設天日乾燥床に受入れ、脱水後に産業廃棄物として処理をしています。 |

| No. | 書類名 | 質問項目 (タイトル) | 頁 | 対応箇所 | | | | 質問 | 回答 |
|-----|-----------------|----------------|----------|------|--|--|--|--|---|
| 165 | 要求水準書 (案) 別紙 | 既設設備の仕様について | 別紙6 | | | | | 既設脱水機のろ布の仕様について、ご教示願います。 | 既設脱水機のろ布仕様は、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・用途：西谷排水処理施設脱水機用 ・名称：TMフィルター用ろ布 ・型番：RN766C ・材質：縦糸 ポリアミド (ナイロン) 横糸 ポリアミド (ナイロン) + ポリエステル ・糸の形態：縦糸 モノフィラメント 横糸 マルチフィラメント + モノフィラメント ・組(くみ) 織(おり)：2/2 杉綾織り ・厚さ：約1.0mm ・通気性：約1,000cm³/min・cm² ・内訳 (脱水機1台分)： <ul style="list-style-type: none"> 中間ろ布 (インシュロック付) 128枚 エンド用ろ布 (インシュロック付) 2枚 スナップピン (SSP) 1式 |
| 166 | 要求水準書 (案) 別紙 | 更新対象設備 | 別紙6 | 2,3 | | | | 用語の定義では更新について「劣化した部位・部材又は機器等を新しいものに取り換えることにより、劣化した部位・部材又は機器の性能及び機能を初期の状態又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。」とあります。一方、別紙6「整備内容と既設仕様等」では、多数の設備において、機械設備、計装設備が一括して更新対象としており、具体的な交換部位の指示は見受けられません。以上の記述から、更新対象設備については、目的を満足することを条件に、事業者側が新しいものに交換する部位を自由に設計できるものという理解でよろしいでしょうか。 | 部位の交換ではなく、設備一式を更新してください。 |
| 167 | 要求水準書 (案) 別紙 | 排泥池 | 別紙6 2 | | | | | ⑧排泥池の躯体が劣化補修の対象となっていますが、構造物の図面及び劣化度調査結果は公表されるとの理解でよいでしょうか。 | No. 6の回答を参照してください。 |
| 168 | 要求水準書 (案) 別紙 | 一次濃縮槽 | 別紙6 2 | | | | | ⑨一次濃縮槽の躯体が劣化補修の対象となっていますが、構造物の図面及び劣化度調査結果は公表されるとの理解でよいでしょうか。 | No. 6の回答を参照してください。 |
| 169 | 要求水準書 (案) 別紙 | 二次濃縮槽 | 別紙6 3 | | | | | ⑩二次濃縮槽について分配槽のみが劣化補修対象との理解でよいでしょうか。また、構造物の図面及び劣化度調査結果は公表されるとの理解でよいでしょうか。 | No. 6の回答を参照してください。 なお、別紙6の⑩は、二次濃縮槽および分配槽が対象になります。 |
| 170 | 要求水準書 (案) 別紙 | 返送池 | 別紙6 3 | | | | | ⑪返送池の流入弁室の躯体が劣化補修対象となっていますが、構造物の図面及び劣化度調査結果は公表されるとの理解でよいでしょうか。 | No. 6の回答を参照してください。 なお、別紙6の⑪は、返送池および流入弁室が対象になります。 |
| 171 | 要求水準書 (案) 別紙 | 返送池 | 別紙6 3 | | | | | ⑬返送池の躯体が劣化補修対象となっていますが、構造物の図面及び劣化度調査結果は公表されるとの理解でよいでしょうか。 | No. 6の回答を参照してください。 |
| 172 | 要求水準書 (案) 別紙 | 水収支フローの単位 | 別紙7 | | | | | 各数値に単位が示してありませんが、「m ³ /d」という理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。要求水準書を修正します。 |
| 173 | 要求水準書 (案) 別紙 | 水収支フローの単位 | 別紙7 | | | | | 水質悪化時における水収支をお示しいただいておりますが、本水収支は、最大固形物負荷時とは異なる想定でよろしいでしょうか。具体的に、水質悪化時とはどのようなことを想定されているかご教示願います。例えば、ピコプランクトン、藻類のろ過閉塞といったもので、固形物負荷とは大きくかわらない、という理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。別紙7の水質悪化時は、珪藻類によるろ過池や粒炭池の目詰まりを想定したものです。 |
| 174 | 要求水準書 (案) 別紙 | 水収支フローの単位 | 別紙7 | | | | | 水収支におけるろ過池、活性炭吸着池の想定ろ過面積をご教示願います。また、ろ過池の洗浄排水に排水弁鳴き量という記載がございますが、これは洗浄時においてどのような排水になるかご教示願います。 | 基本計画では、次の面積を想定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・新設ろ過池のろ過面積は、144.1m² (W9.8m×L14.7m) ×24池 ・新設粒状活性炭接触池のろ過面積は、55m² (W5.5×L10m) ×32池 排水弁鳴き量 (弁体の老朽化による漏水) は、既設施設の老朽化に伴う漏水量であるため、施設整備後は発生しないものと考えます。 |
| 175 | 要求水準書 (案) 別紙 | 水収支フローの数値 | 別紙7 | | | | | フロー図中に運転水量データなどを明記していただいておりますが、このフロー図作成に用いた元データについて、ご提供願います。 | No. 6の回答を参照してください。 |

| No. | 書類名 | 質問項目 (タイトル) | 頁 | 対応箇所 | | | | 質問 | 回答 |
|-----|-----------------|---------------------------|----------|------|---|-----|--|---|--|
| 176 | 要求水準書 (案) 別紙 | 個別保全計画につ いて | 別紙 11 | | | | | 個別保全計画に示された内容に基づき、西谷浄水場排水処理施設の土木構造物において事業者が維持管理を実施するという理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 177 | 要求水準書 (案) 別紙 | 施設台帳管理マ ニュアル及び管理 台帳 | 別紙 11 | 5 | | | | 土木構造物の維持管理において、”点検結果は記録に残し、施設の状況は施設台帳管理マニュアルに従い「管理台帳」により管理”とありますが、施設台帳管理マニュアルおよび管理台帳とはどのようなものでしょうか。 | 要求水準書別紙11p. 5に記載の内容は局が管理する台帳及びマニュアルを示しています。事業者は、事業者が管理する施設に関して台帳を作成することになります。 |
| 178 | 要求水準書 (案) 別紙 | 土木構造物におけ る更新 | 別紙 11 | 6 | | | | 土木構造物における「更新」は事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 179 | 要求水準書 (案) 別紙 | 管路編 | 別紙 11 | 9 | | | | 「管路編」は本事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。 | 本事業の範囲内です。 |
| 180 | 要求水準書 (案) 別紙 | 建築物の更新 | 別紙 11 | 19 | | | | 建築物および建築設備における「更新」は事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。 | 建築付帯の電気設備・機械設備は、要求水準書別紙11 個別保全計画に基づき、更新してください。 |
| 181 | 要求水準書 (案) 別紙 | 保全の考え方 | 別紙 11 | 22Ⅲ | 1 | (2) | | 「更新計画の策定にあたっては、設備保全管理システムを用いるものとする」とありますが、設備保全管理システムの構築と運用は、本事業の対象と考えてよろしいでしょうか。 | システムに関する内容は事業範囲外となります。 |
| 182 | 要求水準書 (案) 別紙 | 設備保全管理シス テム | 別紙 11 | 23 | | | | 設備の維持管理において、”点検結果は「設備保全管理システム」に入力”とありますが、どのようなものでしょうか。 | No. 181の回答を参照してください。 |
| 183 | 要求水準書 (案) 別紙 | 設備における更新 | 別紙 11 | 23 | | | | 設備における「更新」は事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。 | 設備の更新は対象となります。 |
| 184 | 要求水準書 (案) 別紙 | 耐用年数について | 別紙 12 | | | | | ご指定の更新予定時期について、万が一、工事施工手順が前後した場合、要求水準上、どのような問題が発生するかご教示願います。 | 機器類の故障により排水処理施設の運用に支障をきたし、要求水準書P11第2 3 (2)に記載の本施設に求める処理能力が満足できないことが想定されます。 |
| 185 | 要求水準書 (案) 別紙 | 責任分界バルブ⑩ ⑪ | 別紙 18 | | | | | 別紙18に示す責任分界新規バルブ⑩及び⑪の具体的な設置位置について、事業者が任意に案を提示することが可能か否かご教示願います。また、事業者が任意に案を提示することが不可である場合、貴局から事業者管理範囲(別紙2) 内で具体的な設置位置の指示をいただけるか否かご教示願います。 | 責任分界点となるバルブ⑩及び⑪は、基本的に敷地境界付近に設置することを想定しています。ただし、施工の可否については検討が必要となることから、事業者と局との協議にて決定します。 |
| 186 | 要求水準書 (案) 別紙 | 断水連絡 | 別紙 18 | | | | | 【別紙18 主要配管管路図(再整備後)】における新設管連絡及び既設管連絡、新設バルブ設置等の下段括弧内(断水連絡)は、断水予定の概ね何日前に貴局と合意決定しておく必要があるかご教示願います。 | 西谷浄水場の処理を停止、または減量するためには、本市水道局の他浄水場や、他の事業者から融通(バックアップ)する必要があります。そのため、設計時からの協議をお願いします。 |
| 187 | 要求水準書 (案) 別紙 | 排水池池数 | 別紙 18 | | | | | 新設排水池数について、別紙18の記載では2池となっておりますが、この池数は要求水準ではなく、あくまで参考として捉えますがよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 188 | 実施方針 (案) | 用語の定義 | | | | | | 「修繕」と「更新」の違いについて。 「修繕」では対象が「部分的に劣化した部位・部材又は機器等」であり、「更新」では対象が「劣化した部位・部材又は機器等」となっています。 部位・部材が機器等の構成要素である場合、「部分的に劣化した機器等」と「劣化した部位・部材」は同義となります。 次に、「修繕」の目的は「実用上支障のない状態まで回復させること」で手段に対して定義されていませんが、「更新」の目的は「性能及び機能を初期の状態又は実用上支障のない状態まで回復させること」であり、手段は対象を「新しい物に取り替えること」となっています。 また消耗品に対する定義がありません。 従って、次のケースは「更新」となりますが、この解釈でよろしいでしょうか。 「脱水機のボルト1本(部位)、またはアングル材1本(部材)、或いはパッキン(消耗品)が劣化により機能喪失したので、該当部位(部材)のみを新品に交換して実用上支障のない状態まで回復させた」 | 部位・部材が機器等の構成要素である場合、「修繕」における「部分的に劣化した機器等」と「更新」における「劣化した部位・部材」は同義とのご指摘ですが、対象設備の機能に与える影響としては、前者は実用上支障のない状態とした限定的なものとなります。一方で、後者は新しいものに取り換えて機能向上を図ることを目的とするものです。 誤認を与えないよう、用語定義の説明は以下のように一部修正いたします。 「修繕」：消耗品、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させること 「更新」：劣化した機器等を新しい物に取り換えることにより、機能向上を含めて、機器の性能及び機能を回復させること |

| No. | 書類名 | 質問項目 (タイトル) | 頁 | 対応箇所 | | | | 質問 | 回答 |
|-----|---------------|--------------------|-------|------|---|-----|---|---|--|
| | | | | | | | | | |
| 189 | 実施方針 (案) | 参加資格要件 | 12 | 第3 | 3 | (1) | ウ | 実施方針(案)では参加資格要件として、横浜市の有資格者名簿の「機械器具設置」、「電気」、「土木」、「建築」、「上水道」、「管」の6工種が指定されています。しかし、横浜市の入札参加資格の工事区分の登録は4工種までと限定されているため、1社で5工種以上の資格を得ることが出来ません。該当工種の建設業許可があれば、横浜市の入札参加資格で4工種を超えての追加登録が出来るのかご教示ください。 因みに、本事業はWTO政府調達協定の対象とされていますが、ヨコハマ・入札のとびら<令和元・2年度(2019・2020年度)用>【特定調達契約(WTO)に係る入札参加資格審査申請について】 (http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/z_kyoutsu_08.html)には、「『工事』について登録可能な工種数(4工種)を超えての登録を希望される方は契約第一課にお問い合わせください。」とあります。 | 特定調達契約(WTO)に係る入札に参加を希望される場合、4工種を超えて、工種の追加登録が可能です。 |
| 190 | 実施方針 (案) | 技術者配置 | 13 | 第3 | 3 | (1) | ク | 「本事業の業種に係る監理技術者…」とありますが、「旧管理棟の建屋撤去作業」や「既設脱水機棟の建屋撤去作業(事業者提案による)」、「計器室の撤去作業」などの撤去作業について、業種の区分としては「土木」、「建築」のどちらでも良いと思われまます。これらの区分については「土木」、「建築」のどちらでも良いと考えてよろしいでしょうか。 | 建屋の撤去は、「建築」とします。 |
| 191 | 第1回質問回答に関する内容 | 第1回質問に対する回答書 | No.5 | | | | | 第1回の質問書5の回答の中で、「適用する「ウ 要綱、指針等」及び「エ 仕様書等」は入札図書の一部、技術提案及び設計等はこれらを遵守することが求められます。」とありますが、これらの関係についてより具体的に質問いたします。 一般的に「ウ 要綱、指針等」「エ 仕様等」ではあいまいな表現や書類間の矛盾などで仕様を一義的に決められないケースが見受けられます。 このような場合は、技術提案で明確にした仕様を優先すると考えてよろしいでしょうか。例えば要綱、指針ではAが望ましいがBでもよいと解釈できる場合、技術提案でBと記載すればBが優先されると考えてよろしいでしょうか。理由としては、事業者側は、技術提案の仕様に基づき適正な原価を算出するため、契約後に技術提案以上の仕様が求められる場合、相当のリスクを見込まざるをえない事情がございます。 | そのとおりです。 |
| 192 | 第1回質問回答に関する内容 | 更新工事の実施時期 | No.8 | | | | | 令和9年4月から令和11年3月(2年間)に目標耐用年数が到達する施設の更新工事は、令和3年3月から令和11年3月(8年間)の期間中であれば、事業者の任意の時期に実施可能との理解でよろしいでしょうか。 | 設計・工事期間において、かつ対象設備が目標耐用年数に到達した後で更新工事を行ってください。 |
| 193 | 第1回質問回答に関する内容 | 第1回質問に対する回答書 | No.12 | | | | | 但し書きにある「経年劣化による修繕を要する」と市が判断することは、「経年劣化によって『性能が維持されなくなったために』修繕を要する」と市が判断すること、と考えてよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 194 | 第1回質問回答に関する内容 | 各種申請等 | No.17 | | | | | 各種申請及び許可等についての名義については協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 申請や許可の内容により、最も適した企業(グループ)にて行っていただきます。 |
| 195 | 第1回質問回答に関する内容 | 第1回質問に対する回答書 | No.40 | | | | | 「～JV代表構成員は担当する主たる1業種で1250点以上～」とありますが、本事業の機械設備について代表構成員として担当する場合、主たる1業種とは、貴市発注工事分類表における「21機械器具設置」であり、建設業許可区分としては水道施設工事業または機械器具設置工事という理解でよろしいでしょうか。 | 実施方針(案)3(1)オに示す「本事業における経審の業種ごとの総合評定値」における建設業の許可の許可業種と、横浜市の有資格者名簿の業種は一致する必要があります。 |
| 196 | 第1回質問回答に関する内容 | 第1回質問に対する回答書 | No.52 | | | | | 回答で「JV構成員1社が複数の業種を担当する場合は、担当業種に係る配置技術者が必要となります」とあります。本工事において「機械器具設置」、「電気」、「土木」、「建築」、「水道施設」、「管」の業種に応じた技術者を配置するために、工事範囲の中でどの工事がどの業種に該当するかをご教示ください。 | (案)本市ホームページヨコハマ入札のとびら → 入札参加資格審査申請について → 工種・細目一覧 → 令和元年・2年度随時申請の申請ガイド (http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/pdf/shinseiguide2019-2020.pdf) P36-37に記載の発注工事分類表に基づき、本工事の工事範囲に合致する工種を選定してください。 |
| 197 | 第1回質問回答に関する内容 | 令和11年4月以降のメーカー定期点検 | No.69 | | | | | 令和11年4月以降に目標耐用年数が来る、工業計器類および無停電電源装置等(目標耐用年数15年や20年)の取り扱いはどのようになりますでしょうか。 | 別紙6に記載しているように、設計・工事期間外に目標耐用年数に到達した設備の更新工事は、水道局が発注します。 |

| No. | 書類名 | 質問項目 (タイトル) | 頁 | 対応箇所 | | | | 質問 | 回答 |
|-----|---------------|----------------|--------------|------|--|--|--|---|---|
| 198 | 第1回質問回答に関する内容 | 第1回質問に対する回答書 | No. 85 | | | | | 既設構造物（更新工事のない流用物）のリスクは貴局とありますが、具体的な構造物をご教示願います。また、既設構造物（同）の維持管理は本事業対象外と考えてよろしいでしょうか。 | 前段については、別紙6に記載の「流用」に○印が記載のある施設が既設構造物（更新工事のない流用物）となります。 後段については、本事業における運転・維持管理の対象は別紙6に掲載の全ての施設となります。 |
| 199 | 第1回質問回答に関する内容 | 第1回質問に対する回答書 | No. 88 | | | | | 「法制度・許認可の新設・変更によるもの」には指針・基準が含まれないとのことですが、指針・基準が変更になった際のリスクは貴局と事業者のどちらにあるとお考えでしょうか。 | No. 10の回答を参照してください。 |
| 200 | 第1回質問回答に関する内容 | 放射性物質等汚染に伴うリスク | No. 101, 102 | | | | | 原子力発電所事故等に起因する脱水ケーキの放射性物質等汚染に伴うリスク負担は、予見可能とも解釈できます。 リスク分散等の対応は実施したとしても、全てのリスクを事業者とすると、過度な負担となり事業費の増加につながります。 上記を踏まえ、費用負担の上限等を設定していただけないでしょうか。 | 質問の事象は、基本的にはリスク分担表（案）に示す不可抗力になると考えられます。当該リスクは局が主にリスクを負担しますが、事業者にも損害を最小限にとどめる取組を実施いただくことを前提として、費用負担の詳細については局と事業者が協議をして決定することになります。 |